

答 申

第1 審査会の結論

山梨県知事（以下「実施機関」という。）が平成14年7月19日付けで異議申立人に対し行った一部開示決定処分のうち、別紙1に記載した部分について不開示としたことは妥当であるが、その余については開示すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し、平成14年6月20日付けで「明野村処分場計画に関する資料（予定地選定をする上での資料一切、安全性検討を含む資料一切）」の開示を求めて開示請求を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、開示請求に対応する行政文書として、以下の文書（以下「本文書」という。）を特定した。

5地区の最終処分場整備検討委員会の審議経過に関する資料
最終処分場建設予定地の選定について
平成5年度産業廃棄物最終処分場候補地（明野村浅尾）概況調査報告書
平成5年度産業廃棄物最終処分場候補地概況調査報告書（明野村浅尾以外の候補地）
明野廃棄物最終処分場基本設計書
明野クリーンセンター（仮称）に係る環境影響調査結果書
明野村廃棄物最終処分場安全対策委員会に関する資料
平成11年度に行った安全対策の見直し内容に関する資料（ふれあい座談会資料）

再資源化システムと連動した検討結果に関する資料

このうち、及びについては条例第8条第5号、6号に該当するものとして不開示、及びについては第1号に該当するものとして一部開示、その余については開示とする決定（以下「本件処分」という。）を行い、理由を付した上で、平成14年7月19日付け環整1第6-14号をもって本件処分の内容を異議申立人に通知した。

なお、本件文書の一部を不開示とした理由は以下のとおりである。

(1) 条例第8条第1号に該当する。

本件文書 及び のうち本件処分で不開示とした部分は、県職員の印影及び住民発言者の氏名であり、特定の個人が識別され得る情報であるので、本号本文に該当する。

(2) 条例第8条第5号、第6号に該当する。

本件文書 については、審議内容や建設予定地に決定されていない候補地の情報が明らかになることにより、地域住民にいたずらに誤解や思惑を生ぜしめるおそれがあり、また、峡北地区においては、明野村浅尾地区が建設予定地に決定されているものの、まだ、建設着手前であり、こうした情報が明らかになることにより、処分場の建設が敬遠される特殊性や住民感情等を考慮すると、今後の事業の推進に支障を及ぼすおそれがあり、条例第8条第5号、6号に該当する。

本件文書 については、建設予定地に決定されていない候補地の情報が明らかになることにより、地域住民にいたずらに誤解や思惑を生ぜしめるおそれがあるとともに、今後の事業の推進に支障を及ぼすおそれがあり、条例第8条第5号、6号に該当する。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成14年7月26日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立て

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち本件文書及び を不開示とした部分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書、並びに口頭意見陳述で主張している異議申立ての理由は、要約するとおおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は処分場予定地を決定するに当たり、峡北地域内の4候補地を比較検討した結果、水源地でもある浅尾地区が最適地だと主張する。

しかし、これまで公開された資料だけでは安全性を根拠付けることはできないし、最適地だという根拠もない。予定地選定にどのような資料が使われ、どのような比較検討がなされたのか、生存権を脅かされる可能性のある地域住民として、何にも優先してこれらを知る権利がある。

実施機関は予定地を決定するに当たり、県内全市町村から提出された候補地を検討し最終的に浅尾地区に決定したと主張してきた。しかし、その検討は形式的なもので、当初から明野村内に造ろうとしていた意図が見受けられる。実施機関は住民のそんな疑念を晴らすための努力として検討資料を開示し、決定に至る審議経過なども示さなければならない。

- (2) 5地区の委員会の主要な委員は、市町村長や廃棄物処理の専門家であろうことから、いわば公人である。そのような立場の者が約10年前に意見を述べ合ったことは、事実上県民の混乱を生じさせることはあり得ない。また、投機の助長や、特定の者に利益・不利益を及ぼすこともないであろう。

実施機関は、不開示理由説明書において、未成熟な検討段階における資料が公表されたことにより、大きな混乱を招いた旨記載しているが、これは実施機関の内部文書が明らかになったことが原因ではなく、住民にとって、最重要な情報を隠しつつ、嘘の説明に嘘を重ねてきた実施機関の手法の一部が内部文書によって露呈したからである。混乱の根本的原因は、実施機関の誤った行政手法にある。

実施機関は、地域住民からの圧力などにより、選定作業の中立性が損なわれるとしているが、この説明は実施機関の行政手法が根本的に誤っている現実を表している。行政の実施は、情報を隠しながら偏った形で行うのではなく、公開しながら公正さを実現しつつ住民に理解を求めて

いくべきことである。

- (3) 既に公開されている浅尾地区の調査報告書を見る限り、他地区の報告書の公開は条例第8条に抵触しない。

「浅尾地区が県内の最適地」という実施機関の主張が、どのような根拠と資料によって成り立っているのか、それを証明するのが産業廃棄物最終処分場候補地概況調査報告書である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、不開示理由説明書で説明している内容は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分のうち不開示とした文書について

本件文書は、実施機関が公共関与による廃棄物最終処分場の整備を進めるため、処分場候補地の選定等について協議するために設置した、各地区の最終処分場整備検討委員会（以下、「検討委員会」という。）における各委員の発言をまとめた審議録や、各市町村から提出された候補地に関する情報など検討委員会へ提出された審議資料等である。

本件文書は、初期的な検討の結果、候補地として有力となり得ると判断した候補地とその周辺について、最終処分場の建設ができるか否かの判断を行うための資料として、建設可能な規模、安全性、経費等について、実施機関が専門会社に委託して現地調査等をさせ作成したものである。

2 条例第8条第5号、第6号該当性について

本件文書には、建設予定地として決定した明野村浅尾以外に多くの候補地の情報が含まれているが、各市町村長が提出した候補地については、場所を一切明らかにしないことを前提に検討を進めることとしており、各市町村長も候補地の提出にあたり地元の了解を得ることは行わなかったものであり、明らかにされた場合には、候補地周辺の住民は、初めて候補地として挙がっていたことを知り、地域住民等にいたずらに誤解や思惑を生ぜしめ、その結果無用な混乱を起こす可能性が極めて高く、候補地として提出した市町村又は市町村長個人への非難等も懸念される。

さらに、峡北地区以外では、今後も候補地の選定が続くものであり、地

域住民からの圧力などにより選定作業の中立性が損なわれるおそれがある。

また、峡北地区の場合は、既に候補地選定の目的を達しているとはいえ、個々の委員の発言の内容が明らかになることで、委員に対する非難や中傷等も予想されること、また、首長たる委員の場合は議事録が政治的に利用されることも十分に考えられるなど、不当に混乱を生じさせる可能性が高い。

本件文書は産業廃棄物最終処分場候補地についての概況調査報告書であり、たとえ処分場建設の可能性を探るための調査であっても、その場所が明らかになることにより、建設の可能性が高い候補地として、次の建設予定地となるのではないかとの憶測を生み、いたずらに地域の住民に誤解や混乱を引き起こす可能性が高い。

さらに、今後の候補地選定の検討にあたり、周辺の住民等からの圧力なども予想され、建設予定地決定の中立性が不当に損なわれる可能性が高い。

したがって、本件文書及びに記載された情報は、国の機関及び地方公共団体の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものである。

また、国の機関又は地方公共団体の機関が行う事務又は事業に関する情報でもあって、公にすることにより、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ、その他の当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、条例第8条第5号及び第6号に該当する。

第5 審査会の判断

1 当審査会は、異議申立人提出の異議申立書、意見書、口頭による意見陳述、実施機関提出の行政文書不開示決定通知書、不開示理由説明書、口頭による意見陳述、本件文書記載事項の調査結果に基づき、以下のとおり判断した。

2 廃棄物最終処分場の設置に係る経過について

(1) 県は、産業廃棄物の処理について、昭和53年4月以来、産業廃棄物

処理計画に基づいて対策に取り組んでおり、本件処分に係る廃棄物最終処分場（以下、「最終処分場」という。）は、平成3年6月に県が策定した第2次山梨県産業廃棄物処理計画に端を発するものである。

同計画においては、産業廃棄物の処理に不可欠な最終処分場の確保に当たり、周辺環境条件、跡地利用等の問題もあることから、県や地域市町村が設置に関与した、いわゆる「公共関与による最終処分場」の確保を図ることとした。

- (2) 県は、公共関与の最終処分場の建設を具体化するために、平成4年7月廃棄物処理施設対策委員会を設置し、「公共関与による最終処分場」の管理運営方式を含む設置計画の検討に着手した。

また、同委員会の検討と並行し、県内を5つの地区に分け、それぞれの地区に最終処分場を設けることとし、各地区ごとに検討委員会を設置し、建設地の具体的な検討を行ってきたところである。

- (3) しかしながら、最終処分場は、現在においても設置されておらず、平成6年度において、明野村浅尾地区が建設候補地として決定されたが、その後地域住民の反対により建設に着手されていない。

県は、これの解決に向けて様々な対応を行っているが、解決するまでには至っておらず、現在までにいくつかの訴訟も行われたところである。

3 本件文書の内容について

- (1) 5地区の最終処分場整備検討委員会の審議経過に関する資料（本件文書）について

ア 本件文書の内容

- (イ) 当該文書は、最終処分場を整備するに当たり、県内を5地区に分けて各地区に設置された検討委員会及び幹事会における審議経過に関する資料である。

具体的な文書は別紙2に記載したとおりであり、全体で72件の文書である。これらの文書を大別すると、議事録及び会議に提出された各市町村作成に係る候補地についての資料、県が作成した説明資料、並びに5地区での検討状況を知事に報告するために作成した資料となる。

- (ロ) 検討委員会は、各地区の市町村長、地方振興事務所長、保健所長及び環境局廃棄物対策課長で構成され、所掌事項は、「建設予定地に係る地元合意形成と選定に関すること」、「周辺環境整備、地

域振興方策」、「跡地活用」及び「安全確保対策」に係る計画策定に関することとされていた。

また、検討委員会における協議事項を調整するため、各市町村の担当課長、地方振興事務所及び保健所の担当課長並びに環境局廃棄物対策課（平成7年度以降、環境整備課に名称変更されている。）の担当者による幹事会が設けられていた。

検討委員会及び幹事会は、各地区とも平成5年当初に設置され、平成5年から6年には頻繁に開催されたが、その後は年1回程度の開催頻度であり、平成7年以降全く開催されていない地区もある。

(八) 議事録には、開催日時、場所、出席者及び発言者の氏名及び役職名、発言した内容が記載されている。

出席者及び発言者は、検討委員会の委員である該当地区所在の市町村長、幹事会の幹事である該当地区所在の市町村担当課長、及び県の担当部局の職員である。

会議において検討された内容は、平成5年当初においては、最終処分場候補地選定についての説明、整備検討委員会設置要綱の制定、検討委員会における役員の選出等である。

続いて、平成5年の7月から9月にかけては、処分場整備に係る質疑応答、公共関与による整備方針（案）の説明、幹事会での検討経過の報告、今後の選定作業についての協議、候補地未提出市町村の取り扱いについての協議、今後のスケジュールの確認等が行われたことが認められた。

5地区のうち峡北地区においては、平成5年11月の第6回幹事会において候補地を3箇所絞り込み、検討委員会へ報告し、それを受けて同年12月の第3回検討委員会において3箇所の候補地について専門的調査を行い、絞り込んでゆくこととされた。その後、平成6年9月に、峡北地区の検討委員会において明野村浅尾地区が建設候補地として決定された。

その他の地区においては、最終処分場設置市町村への支援方策についての意見集約、候補地の概況調査等について、平成13年度まで検討を続けた地区もあったことが認められた。

(二) 市町村が提出した候補地についての資料には、調査した箇所についての位置図、法規制、飲料水としての利水、土地利用、断層分布、谷勾配、面積、施工性、進入道路、社会環境等が記載されている外、調査箇所についての写真が貼付されていた。

- (ホ) 県が提出した説明資料は、主なものとして「公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備方針」、「廃棄物の処理状況」、「公共関与による最終処分場設置市町村への支援方策」、「県内の産業廃棄物最終処分場の状況」、「産業廃棄物処理業者の処理実績報告」、「山梨県産業廃棄物の処理フロー」、「(仮称)明野クリーンセンターの事業計画及び施設概要」等であった。

イ 本件文書 の行政文書としての性格について

審議経過を記録した議事録は、様式が統一されておらず、決裁の処理もなされていない上に、添付された資料は重複して保存されているものもあった。

このような議事録の状況や当時の職員からの事情の聴取から、本件文書 については、次のことが認められる。

- (イ) 議事録は、廃棄物対策課の担当者あるいは地方振興事務所の担当者が事務の遂行に関し、必要な範囲で適宜調製したものであること。
- (ロ) 議事録に記載された市町村長等の発言内容については、議事録を調製する際、発言者に確認は行われていないこと。
- (ハ) 議事録の確定等の決裁処理は行われていないこと。
- (ニ) 本件において行政文書と特定された議事録及び資料は、担当者間において事実上引継されたもので、引継書に示されることもなく、また、文書の管理システムへ件名登録がなされたものでないこと。
- (ホ) 議事録及び資料には、担当者のメモや取消線に相当すると思われる書込み等がなされていること。
- (ヘ) 議事録の中には欠落しているものがあるが、これらは探索したにも関わらず発見するに至らなかったもの、または峡中地区の町村長会議や峡北地区の県外視察時の資料のように、文書が作成されたかどうか確認できなかったものであること。

ウ 本件文書 に対する当審査会の考え方

本件文書 の性格については、上記イのとおりであり、これを行政文書として扱うことについては、当時の「決裁文書を公文書（行政文書）とする」扱い方からすれば、疑義を生ずる余地がある。

しかしながら、行政文書について「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（略）であって、当該実施機関

の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と規定する現行条例に鑑み、これらの文書を行政文書として扱うものとした。

また、記載された内容が正確性を欠き、混乱を招くものと考えられる場合は、これを不開示とするなど適切に処理をすれば足りるものと判断した。

(2) 明野村浅尾以外の候補地に係る平成5年度産業廃棄物最終処分場候補地概況調査報告書(本件文書)について

ア 本件文書は、最終処分場候補地の4地区について、建設の可能性を明らかにするために、実際の候補地を踏査し、最終処分場の建設が可能か否かの判断の資料とするために、県が専門業者に作成を委託した調査報告書である。

報告書は既に関示された明野村浅尾地区のものを含め、4冊作成されており、それぞれ候補地となった地点について詳細な報告がなされている。

イ 内容は、調査の目的、対象地域、調査期間を記載した調査の概要から始まり、第2章文献調査においては、候補地の土地利用上の法規制、最終処分場候補地の現況と課題及び対応策、水象として候補地周辺の主な河川が記され、アクセス及び安全に関して主要な搬入道路の交通容量が記されている。また、文化財、レクリエーション資源、生態系の節においては、候補地周辺の天然記念物、県指定文化財、候補地がある市町村の指定文化財、動植物が記されている。

続いて、第3章現地調査においては、社会条件等として自治体の概況や候補地周辺の地形、搬入アクセス等が記載されており、第4章概略設計においては、主な河川の付け替え検討図、平面施設配置計画では場内道路、概算工事費、概算工程の算定が記され、最後の第5章で収支計画が記載されている。

ウ これらの内容は、当該報告書が特定地域のある地点について、調査の上作成されたものであるという性格から、ほぼ全ての項目が特定の地点を表すものとなっており、報告書全体として一体の情報であることが認められる。

4 具体的な判断及びその理由について

実施機関は、本件文書のうち、 に記載された情報全てが、条例第 8 条第 5 号及び第 6 号に該当するとしていることから、まず、その該当性について判断し、なお必要があれば、その余の不開示条項への該当性について判断することとする。

(1) 条例第 8 条第 5 号、第 6 号の該当性について

ア 条例第 8 条第 5 号、第 6 号の趣旨

(イ) 県が保有する行政文書については、県民のみならず何人からの請求であっても原則として公開されるべきものである。しかしながら、行政文書の中には、それが公開されることによって県の事務事業の目的を損ない、或いはその公正かつ円滑な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものがある。

(ロ) こうした情報のうち、行政における審議、検討、協議等の、いわゆる意思形成過程において記録された情報の保護に関して規定されたものが第 5 号である。

すなわち、行政における意思形成過程の情報の中には、行政内部で十分に検討、協議等がなされていない情報や、内部の検討資料として取得した情報が多く含まれており、そうした未成熟な情報がそのまま公開されると、誤解や憶測に基づき県民の間に混乱を生じさせ、又は投機を助長するなどして、特定の者に利益や不利益を与える可能性があり得る。

併せて、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、意思形成過程での率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれることがないよう、この様な情報について、事前的、事後的であるとを問わず、検討途中の段階の情報を開示することの公益性を考慮してもなお、行政の意思形成過程に対する支障が看過し得ない程度のものである場合には、これを不開示とすることとしたものである。

(ハ) さらに、行政が行う事務の中には、行政が当事者となっている交渉や争訟などのように最終的な合意に向け、関係者間で継続的な折衝等を必要とするものや、行政内部でその解決のため、関係機関の意思統一を図って対応する必要があるものなどがある。

仮に、こういった過程での情報や関係機関との間での意思統一の過程での情報が逐一明らかにされれば、自由な発言、意見交

換等が妨げられるばかりでなく、結果として交渉等の事務の有効適切な処理に支障を来すおそれがある。

また、こうしたものの中には、その性質内容からして、実施した後であっても、公開することにより同種の事務や事業の目的が達成できなくなったり、行政が不利益な立場に立たされるなど、公正または適正な執行を著しく妨げるおそれがあるものがあることから、前号と同様これらの情報について不開示とするのが第6号の趣旨である。

- (二) なお、第5号と第6号との違いは、第6号が行政の執行過程の情報であるのに対して、第5号は行政の施策立案等に関するいわゆる行政の意思形成の過程の情報に関するものである点にある。

イ 条例第8条第5号、第6号への該当性

(イ) 本件文書 について

- (a) 本件文書 は、県内を5地区に分け、各地区に公共関与による最終処分場を整備するため、それぞれの地区ごとの建設予定地を選定するために設けられた5地区の検討委員会の審議過程を示す文書で、その構成は前記3、(1)のとおりである。

- (b) 本件文書 によれば、検討委員会の委員は、各地区所在の市町村長、県の廃棄物担当課長及び当該地区に所在する県の関係出先機関の長で構成されている。

また、検討委員会の性質は、地方自治法や条例等の法令に根拠を有するものではないが、知事の私的諮問機関とも言えないものである。

その役割は、県と関係自治体が公共関与による最終処分場を建設するに当たり、建設場所の選定、規模、設置の方策等の協議を行うことであり、委員は当該委員の所属する機関の代表としてこの協議機関に加わっている。

- (c) 以上のように、検討委員会の設置された目的、その性格からして、そこで話し合われた内容に関する情報は、実施機関が主張する行政の意思形成及び執行に関する情報に該当するものと考えられる。
- (d) 次に、その情報の内容が公にされることによって、第5号及び第6号にいう、行政の意思形成ないし行政執行上に著しい支障が生ずるか否かについて検討する。

審査会が実際にその文書を閲覧したところによれば、いずれも各地区における最終処分場の設置に当たり、関係市町村の事情や最終処分場の規模、候補地の選定方法等について、検討委員会等でなされた発言の内容が記録されていた。

その中には、会議における発言者や、資料作成者の意図であると思われるものとは異なる記載がされている部分も認められ、そのまま公表することは妥当ではないと考えられる記載部分もあった。

異議申立人は、「約十年前に意見を述べ合ったことは、事実上県民に混乱を生じさせることはあり得ない。」と意見書で述べているが、現在選定の検討がされている地域の検討委員会に関するものにあつては、一般的には忌避施設として捉えられる最終処分場の特殊性、住民感情等を考えると、記録されている内容が全て公開されることによって、委員に対する働きかけや非難がなされ、率直な意見の表明を阻害する可能性も無しとしない。また、候補地として検討されている場所が特定されれば、地域住民に誤解や思惑を生ぜしめ、候補地の選定に混乱を生じさせることも考えられる。

また、峡北地区の検討委員会の場合、既に予定地の選定を終え、設置の目的は達成しているとは言っても、当該予定地周辺住民の中には立地に反対している者もあることからすれば、個々の委員の発言の内容が明らかになることで、委員に対する非難や中傷等も予想されること、また、首長たる委員の場合は議事録に記載されている内容が政治的に利用されることも十分に予想される。

- (e) しかしながら、本件文書 に記載された情報のうち、発言者の氏名や発言者を特定できる部分を不開示とすれば、個々の発言について発言者個人を特定することが難しいものとなり、外部からの圧力や干渉等の影響を受け、卒直な意見の交換等を不当に損なうおそれや、行政執行上に著しい支障を生ずるおそれはなくなる。
- (f) 以上から、本件文書 のうち、県職員を除く検討委員及び幹事についての発言者名及び発言中の発言者を特定できる部分、及び発言内容が誤解されかねない記載がされた部分、また、候補地として検討されている場所のうち、既に候補地として決定した明野村浅尾地区を除いて場所が特定できる部分は、条例第8条第5号及び第6号に該当する。

(ロ) 本件文書 について

次に、本件文書 について検討する。

- (a) 当該文書は、5 地区に設置した上記検討委員会の審議の経過を勘案して、候補地に最終処分場を実際に建設することが可能か否かの判断の材料とするために、県が専門会社に委託し、現地踏査を含む調査をさせた報告書である。

調査項目は前記 3、(2) に示したとおりであり、それぞれの調査項目が特定の地域を指し示したものである。

- (b) 実施機関によれば、本調査はあくまで、候補地として名が挙がった場所への最終処分場の建設の可能性を探るもので、既に建設予定地として県が発表した明野村浅尾地区以外については、調査対象地と建設場所の決定とが必ずしも結びつくものではない。

そして、この報告書を公開することにより、いたずらに地域住民に誤解や混乱を引き起こす可能性があり、上記の選考に関わる委員に対しても働きかけや圧力がかかることも予想される。そのような事態が発生すれば、適正な建設場所を選定するという協議機関の役割を果たせないばかりか、選考そのものを困難にすることも考えられ、第 5 号、第 6 号に該当するとしている。

- (c) まず、この情報の性質についてであるが、調査は前記各検討委員会が実際の予定地選定の資料とするために、県が専門業者に委託し作成したものであり、行政の意思形成過程における情報の一つといえる。

- (d) 次に、この情報を公開することによって上記のような実施機関が想定するおそれがあるか否かを検討する。

最終処分場の持つ、いわゆる忌避施設たる性格を考えれば、たとえ候補地を検討する中で調査を行っただけであり、直ちに候補地として決定されるものではないにせよ、その場所が公開されれば、実施機関が主張するように、地域住民に誤解に基づく不安や、候補地の選定に当たり混乱が発生することも否定できないものである。

- (e) したがって、本件文書 に記載された情報は、条例第 8 条第 5 号、第 6 号に該当する。

(ハ) 部分開示の可否について

本件文書 は、3、(2) で述べたとおりの調査報告書であって、それぞれの調査報告書は、特定の地点を対象としたものであり、記載

されている調査項目のほぼ全てが、特定の地域を表す内容となっており、全体として一体の情報であることが認められる。

また、場所を特定できる部分を除いた情報については、「調査の目的」の部分などは開示できなくはないものの、不開示とする部分が圧倒的に多く、残った部分について有意性は認められない。

したがって、実施機関が部分開示を行う必要はないものと判断した。

(2) その他の不開示条項該当性の検討

本件文書 については、文書全体が特定の地域についての詳細な調査報告書であり、一体として条例第8条第5号、第6号に該当するものと認められた。

一方、本件文書 は、上記のとおり条例第8条第5号、第6号に該当する部分があるものの、その余の部分は他の不開示条項に該当しない限り開示することができるものである。

そこで、本件文書 について、条例第8条第5号、第6号以外の不開示条項該当性について判断する。

ア 条例第8条第1号への該当性

(イ) 本件文書 の議事録及び資料の中には、事務局である県側出席者の氏名及び役職、幹事会幹事である各市町村の担当課長の氏名及び役職、「設立準備委員等名簿」中の幹事の氏名が記載されている。

そこで、これらの情報が条例第8条第1号に該当するか、以下判断する。

(ロ) 条例第8条第1号の趣旨は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報を不開示とするものである。

ただし、本来保護する必要性のない情報を、不開示情報から除くべく、ただし書イ、ロ、ハに限定列挙している。

ただし書イは、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、ロは、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、

ハは、公務員に関する情報のうち、当該情報が職務の遂行の内容に係る情報である場合において、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分である。

- (ハ) まず、県及び市町村職員の役職は、公務員の職務遂行に係る情報であって、これを不開示情報から除くことを定めた、ただし書ハに該当し開示すべきであるが、氏名については、公務員情報であるとともに個人を識別する情報でもあり、本号本文に該当する。ただし、県職員の所属長以上の職にある者は、その氏名は慣行として公にされているものと認められることから、ただし書イに該当する。

次に、「設立準備委員等名簿」に記載された幹事の氏名であるが、特定の個人を識別できる情報であり、本号本文に該当し、ただし書イ、ロ、ハのいずれにも該当しない。

イ 条例第 8 条第 2 号への該当性

- (イ) 議事録の中には、廃棄物処理業者と市町村との廃棄物運搬に関する委託金額、取引に関する市町村の評価に係る発言について記録されている部分がある。

また、会議に提出された資料の中に、県内の最終処分場の状況を示すものがあり、記載された事業者の埋立実績や埋立容量、残余容量が記載されている。

そこで、これらの情報が法人に関する不開示情報を定める本号に該当するか以下判断する。

- (ロ) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人には社会の構成員として自由な事業活動が認められ、その活動を通じて社会全体の利益に寄与している。そのため、その適正な活動は、社会の維持存立と発展のために尊重され、保護されなければならないものである。

そこで、条例第 8 条第 2 号は、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を不開示とする趣旨である。

- (ハ) 本件文書 に記載された、廃棄物運搬に関する委託金額、事業者の埋立実績、埋立容量及び残余容量は、営業や経営に関する情報であり、取引に関する市町村の評価は、事業者の社会的信用や評価に関わる情報である。

これらの情報が公にされれば、当該事業者の権利、利益が害されるおそれがあるものと認められ、条例第 8 条第 2 号に該当する。

5 結 論

以上、当審査会は、山梨県情報公開条例等の規定に従い調査審議し、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

6 審査の経過

審査会の調査審議の経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 議 事 項
平成14年 9月 5日	諮問
14年11月25日	実施機関から不開示理由説明書を受理
14年12月11日	異議申立人から意見書を受理
14年12月19日 (平成14年度第7回審査会)	審議
15年 1月24日 (平成14年度第8回審査会)	審議 異議申立人、実施機関からの口頭による意見 陳述の聴取
15年 2月24日 (平成14年度第9回審査会)	審議
15年 3月27日 (平成14年度第10回審査会)	審議
15年 5月19日 (平成15年度第1回審査会)	審議
15年 6月 5日 (平成15年度第2回審査会)	審議
15年 7月28日 (平成15年度第3回審査会)	審議
15年 8月19日 (平成15年度第4回審査会)	審議
15年 9月19日 (平成15年度第5回審査会)	審議
15年10月24日 (平成15年度第6回審査会)	審議

山梨県情報公開審査会委員名簿

氏名	役職名	備考
内田 清	弁護士	会長
中山 光勝	身延山大学教授	会長代理
石原 喜文	山梨学院大学教授	
牧野 治	元山梨県出納長	
渡邊 幸恵	公認会計士	